

令和4年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年11月10日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年11月10日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第56号議案

第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

第57号議案

東京都文化財保護審議会委員の委嘱について

第58号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
地域教育支援部長	岩 野 恵 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただ今から、令和4年第16回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社ほか1社からの取材と、8名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社ほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御注意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 9月22日の令和4年第14回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでし

ようか。—— 〈異議なし〉 ——では、9月22日の令和4年第14回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

10月20日の令和4年第15回定例会議事録をお配りしてありますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思えます。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第57号議案及び第58号議案につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思えますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただ今の件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第56号議案

第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

【教育長】 それでは、第56号議案「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは第56号議案について説明をします。

東京都いじめ防止対策推進条例の第11条第1項に、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を置くことが規定されています。この委員会のメンバーにつきましては、先日の定例会において御決定をいただいたところです。この条例の同条第2項には、その所掌事項の一つとして、対策委員会は東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し答申すると示されています。本日はこれに基づきまして、第5期となります新たに設置された対策委員会への諮問事項を御審議いただきたいと思いますと考えています。

まず諮問事項ですが、中段に示しておりますとおり、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策についてです。

具体的な諮問内容です。読ませていただきたいと思います。

東京都は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和2年11月に、第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和4年7月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2年間の取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、教職員による教育相談体制の充実に向けた取組等を通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。

一方で、「いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員等で話し合いを重ね、認識を共有すること」、「全ての教職員が、学校いじめ対策委員会や学校サポートチームの役割、機能について理解を深めること」、「いじめに関する授業を、年間を通じて日常の授業で体系的に行うこと」などについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討」、「教員が元気になるような研修等、学びの場の創出」、「専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進」などの7点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するも

のである。

なお、第1回のこの会議は11月14日の開催を予定しています。本日御決定いただきました諮問事項及び諮問理由については、この第1回の会議の冒頭で教育長から伝達をさせていただきたいと考えています。

以上で第56号議案についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定をお願いしたいと思います。

【教育長】 それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。いじめ防止対策推進条例を踏まえての諮問ということですので、こうしたいじめ防止に関して諮問するという、この内容についてはこれでよいのではないかなと考えています。それと同時に、今回いじめ防止というのが主にはなっていますが、いじめというのはやはり起きてしまうものでもあると思います。やはりいろいろな人が一緒に生活したりする中で、どうしても起こってしまう部分があります。その時に、防止できなかった時、いじめられた子がとにかく守られる、いじめられた子がしっかり逃げる場所があるとか、相談することができるとか、とにかくまずいじめられているという子を守り、そこに対して先生方がしっかりと対応することも忘れないでいただきたく、それは今現場ではかなりそうした意識が浸透してきているのではないかなと思いますが、それでもまだまだ十分ではない部分があるかと思しますので、今回いじめ防止が主ではありますけれども、防止の議論をするだけではなくて、当然ながらいじめが起こった時にどう早期にそこに対応するのか。いじめというのも、いじめハラスメント、みんな一緒だと思いますけれども、そうしたことが起こったという段階と、それをどう処罰するかというのはまた段階が違うと思います。そこをつなげて考えてしまうと、例えばこれはいじめではないのではないかとか、非常にここの判断が曖昧になってしまうというか。そうではなく、いじめというのがまずあったということはしっかり認識して、そこで対応し、それが本当にある種の処罰であるとか、そういったことが必要かどうかというのはまたしっかりと検証する。そこをしっかりと分けないと、いろいろなハラスメントやいじ

めの対応を見ていると、そこをくっつけて考えるから、時に保身に走ったり、隠蔽^{ひい}に走ったり、そういうことが起こるのではないかなと思いますので、まずはしっかりと起きている現象に対して対応するという事とも考えていただきたいと思うので、その辺りをしっかり学校に対して教育委員会の方からも示すことができるような議論も、今回、先ほどから申し上げているように、防止が主であるのはよく理解した上ではあるのですが、本当に苦しんでいる子にとっては非常に大事なことです。その辺りも、せっかく専門家の方々に集まって御議論いただくので、しっかりと御議論いただきたいをお願いをさせていただきます。

【指導部長】 若干説明が足りなくて大変申し訳ありませんでした。ここでいじめ防止等という言い方をさせていただいていますが、これは国の法律や私どもの条例もそうですが、まさに未然防止と早期発見、そして早期の対応、更には重大事態への対応まで含めた、まさに委員がおっしゃっていただいたような、起こってしまった後の適切な対応まで含まれているということです。それらも含めて諮問をさせていただくということです。説明が足りなくて申し訳ありません。

【北村委員】 是非よろしくをお願いします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。先日、いじめに関する大規模な実態調査とか、どうやってそれが発見されたかなどのデータを拝見させていただきました。その中で一番効果的なのが、学校内で行われるアンケートに子供が書くということが一番発見される率が高いということを再認識して、一方、スクールカウンセラーの方に相談する件数は比較的非常に少ないということが分かりました。スクールカウンセラーを置くということは、社会的なトレンドではあるのですが、有効性であるとか、なぜスクールカウンセラーに相談する件数が少ないかなども解明した上で、最も実効性の高い施策を重点的にするように、またアンケートをとる時期などについても、どの時期にとるのが最も子供の命を救うかというようなことを考えながら、効果的な時期の検討なども併せて研究を重ねていただければありがたいです。だから、これとこれをそろえるのがいいというような定型的なことではなくて、既にデータが集まっているので、そのデータからどのようなところに重点を置いてすることが、よ

り早期発見、早期解決に結びつきやすいのかというのを、データから御検討いただけたらありがたいなと思います。

【指導部長】 ありがとうございます。調査の結果を踏まえ、まずそれを分析していただくことからお願いして、やはり実効性のある対策を確実に諮問して答申いただきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 北村委員がおっしゃった予防という点はとても大事だと思っています。実際に、「あの子とは一緒にお弁当を食べないようにしよう」とか、そのようなことがあった時に保護者へ伝えますよね。そうすると、保護者もこれがいじめにつながらないかどうかを心配して、担任の先生に相談します。けれども、まだ1回だったら、いじめまで至っていないということでスルーするという目にもします。ですので、最初の相談の時にどのように対応するかが大事なのではないかなと思います。いじめと認識するかどうかよりも、子供が嫌な思いをした時に対して、それにどのように対応していくかというところも予防として捉えていただきたいです。

それから、子供たちにアンケートをとっているということで、それは有効なのですが、小さい子供たちというのは細かいことを忘れてしまいます。アンケート調査があった時に、それを自分の言語として表現できるかどうか。

日々の嫌な思いをしたというのをどうやってキャッチするかが大事なのではないかなと思います。

【教育長】 そこも検討に入っていますよね。

【指導部長】 はい。ありがとうございます。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 委員の皆様方がおっしゃることはそのとおりだと思います。ここに書いてある、教員が元気になるような研修など学びの場の創出ということで、やはり教員側がしっかりセンサーを働かせてということだと思うのですが、多分同じことをいろいろな角度からやっていると思うのですが、つまりやはり教員の多忙化ということがここにも出てきているのかなと思います。子供と接する時間は余裕を持って少し

でも長くすることが、やはりセンサーを働かせること。親でもそうですけれども、疲れて帰ってくるとついつい見逃してしまうことというのは当然あるので、そういったところが、いじめ一つの問題ではなくて、やはり働き方、教員がどうやって子供たちに向き合うかといったところは、根本のところとしてすごく大事なところだと思うのですね。ここに、研修や学びの場を増やしていくと、余計多忙化するという懸念はありますよね。先生方にとっては仕事が山積みで、この研修、あの研修、この学びと、その辺りを一回横並びで、このいじめはこれで考えるけれども、こっちはこっちとすると、とても膨れ上がって行ってしまって、先生たちや学校はいっぱいっばいで結局余裕がなくなって、そのしわ寄せが子供に行くようになるので、一度これを横並びにしてみて、いい方法を是非見つけだしていただきたいなと思います。十分検討されていると思いますけれども、是非よろしくをお願いします。

【指導部長】 この「教員が元気になるような研修」という言葉は、ちょうど前期のこの委員会の答申の中に明確にそのように記載されていきました。それはまさに委員がおっしゃるように、いろいろ教員が多忙化の中で、いじめ対応に追われているというのは決してよくないという御指摘をいただいています。まさにおっしゃるように、そのために一人で抱え込まないとか、そういったことも含めて、またいじめだけの対応ではありませんので、各部といろいろ連携しながら業務全体を見通して、トータルで教員に適切な研修を考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 今、委員の皆様のおっしゃったことはまさしくそのとおりですが、最後の点で、学校の先生方の御負担ということ考えた時に、やはりこのいじめ問題対策委員会、学校サポートチームということをうまく機能させるというのは非常に重要で、先生がお一人で抱え込まないということは、余裕を生む上で大変重要ですので、スクールカウンセラーの活用も含めて、チームでどのように対応できるかということについても、具体的にどのようなことをやっていくとそれが進むのかということ、是非諮問いただきたいなということが一つと、やはりこの件は、保護者の御理解というのは非常に重要ですので、保護者側がこういったことに対して、学校や教育現場がどのように対応する体制を取っているのかということについてしっかりと周知して、

保護者の理解も得るということも是非御検討いただきたいと思います。

【教育長】　　そこも含めて十分検討をお願いします。

【秋山委員】　　すみません、もう一ついいですか。

【教育長】　　秋山委員、お願いします。

【秋山委員】　　これは最近相談があったことですがけれども、発達に課題があるお子さんたちが嫌な思いをすると、保護者の方は、この子だから、こういう発達に課題があるから仕方ないのかと思われたそうです。障害があってもなくても、どんな子でも嫌な思いをしてはいけないので、そこも是非考慮していただきたいと思います。

【教育長】　　ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問などありませんでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。―――〈異議なし〉―――では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

11月24日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】　　次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】　　次回の定例会ですがけれども、11月24日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】　　ただ今説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては11月24日に開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。―――〈異議なし〉―――

日程そのほか、何かありますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時20分)